

平成・令和 年分 セルフメディケーション税制に係る明細書

※医療費控除との併用はできません。

平成30年度市民税・都民税申告から、領収書の提出に代わり、セルフメディケーション税制に係る明細書の提出が必要となりました。なお、特定一般用医薬品等購入費に係る領収書は5年間保管する必要があります。
セルフメディケーション税制に係る明細書には、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として「一定の取組」を行ったことを証明する書類(写し可)を添付してください。

氏名 _____

(1)取組内容	<input type="checkbox"/> 健康診査 <input type="checkbox"/> 予防接種 <input type="checkbox"/> 定期健康診断 <input type="checkbox"/> 特定健康診査 <input type="checkbox"/> がん検診 <input type="checkbox"/> その他()
(2)発行者名 (保険者、勤務先、市区町村、医療機関名など)	
(2)が発行した(1)を証明する書類を添付しましたか? <input type="checkbox"/>	

【特定一般用医薬品等購入費の明細表】

※「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

(1)医薬品の名称	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで 補填される金額
(例) ○○○○○薬	△△薬局	12,000円	0円
合 計		(ア)下表A欄へ転記してください。	(イ)下表B欄へ転記してください。

【控除額の計算・申告書への記入方法】

支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額 ※100,000円を超える時は100,000円と記入	A	円	市民税・都民税申告書表面⑫支払医療費欄へ転記してください。
保険金などで補填される金額の合計額	B	円	市民税・都民税申告書表面⑫補填金額欄へ転記してください。
差引金額(A-B) ※赤字の時は0円と記入	C	円	市民税・都民税申告書表面⑫差引金額欄へ転記してください。
セルフメディケーション税制による所得控除額 (C - 12,000円)※最大88,000円		円	
申告の際は、市民税・都民税申告書表面⑫セルフメディケーション欄の□へチェックを入れてください。			